大分市報
毎月1日15日発行
大分市役所　大分市広報委員会　大分市教育委員会　大分市農業委員会　大分市選挙管理委員会　大分市監査委員　印刷所KK朝文堂

駄原区画整理審議委員 選挙近ずく

委員八名予備委員三名を選挙

選挙権者は五〇〇名

駄原土地区画整理組合設立の土地所有権者と借地権者から選ぶ、土地区画整理審議会委員の選挙が、来る二月廿日に行われます。

㊀委員の定数＝委員八名、予備委員三名

㊁選挙の投票場所＝大分市西町小学校講堂

㊂投票日時＝昭和三十三年二月廿日（日曜日）、午前八時から午後五時まで

開票は当日投票終了後、直ちに行ないます。

㊃立候補の届出及び予備補選挙届出期間＝昭和三十三年二月一日から二月十日まで、大分市役所へ届出てください。

㊄土地所有権者＝一、二九八人

㊅土地借地権者＝四七一人

計　一、七六九人

㊆土地所有権者が選挙する委員＝七人

㊇土地借地権者が選挙する委員＝二人

㊈土地所有権者が選挙する予備委員＝一人

㊉土地借地権者が選挙する予備委員＝一人

㊊選挙人名簿の調製＝昭和三十三年一月一日から一月十日まで、大分市役所に備えて縦覧に供します。

㊋土地所有権者が選挙する委員の定数＝七人

㊌土地所有権者が選挙する予備委員の定数＝一人

㊍土地借地権者が選挙する委員の定数＝二人

㊎土地借地権者が選挙する予備委員の定数＝一人

㊏投票用紙の調製＝投票用紙は、次のとおりです（法三八条）

㊐土地所有権者が選挙する委員＝白

㊑土地所有権者が選挙する予備委員＝白

㊒土地借地権者が選挙する委員＝青

㊓土地借地権者が選挙する予備委員＝青

㊔投票用紙の記載＝投票用紙には、選挙人が投票しようとする委員及び予備委員の人数に応じ、次のとおりです（法三八条）

㊕投票用紙の交付＝投票用紙は、選挙人名簿に登録されている者に対し、投票用紙の交付を受けようとする旨を申出でた者に対し、選挙人名簿に登録されていることを確認した上、交付します（法三九条）

㊖投票用紙の交付の場所＝投票用紙は、投票所で交付します（法三九条）

㊗投票の方法＝投票は、投票用紙に自ら選挙人名簿に登録されている者の氏名を記載して、これを投票箱に入れる方法によって行います（法四〇条）

㊘投票の無効＝投票用紙に記載した氏名が、二人以上の者の氏名を記載したもの、選挙人名簿に登録されている者の氏名以外の氏名を記載したもの、その他投票用紙の様式を定めた趣旨に反するものは、無効とします（法四六条）

㊙選挙人名簿の抄本＝選挙人名簿の抄本は、選挙人名簿に登録されている者から、閲覧又は謄本の交付の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄本を交付しなければなりません（法二八条）

㊚選挙運動＝選挙運動は、選挙人名簿に登録されている者に対し、投票を得又は得させる目的をもって、選挙運動者又は選挙運動者になろうとする者がすることができます（法一三九条）

㊛選挙運動者＝選挙運動者は、選挙人名簿に登録されている者のうちから、選挙人又は選挙運動者になろうとする者が、これを定めることができます（法一三九条）

㊜選挙運動の期間＝選挙運動は、選挙の期日の公示又は告示があった日から、選挙の期日の前日までの間に限り、これをすることができます（法一三九条）

㊝選挙運動の制限＝選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊞選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊟選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊠選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊡選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊢選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊣選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊤選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊥選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊦選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊧選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊨選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊩選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊪選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊫選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊬選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊭選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊮選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊯選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊰選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊱選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊲選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊳選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊴選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊵選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊶選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊷選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊸選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊹選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊺選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊻選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊼選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊽選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊾選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

㊿選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(1)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(2)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(3)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(4)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(5)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(6)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(7)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(8)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(9)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(10)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(11)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(12)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(13)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(14)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(15)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(16)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(17)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(18)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(19)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(20)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(21)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(22)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(23)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(24)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(25)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(26)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(27)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(28)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(29)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(30)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(31)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(32)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(33)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(34)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(35)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(36)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(37)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(38)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(39)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

(40)選挙運動者は、選挙運動のために、次の行為をすることができません（法一三九条）

昭和28年5月23日
（第三種郵便物認可）
第279号
大分市報
昭和33年2月15日
(二)

速い通報・少ない損害

火事は初火の五分間

いまは火災シーズン。冬期が乾燥する二千万円を越しています。原因と数字を比べると……

憂しているので、もっとの次の火災の多くが、通報の遅れによるものです。

火災を今年になつてすでに発生しております。

これからが多い火災

今年になつて損害一千万円

ひとたび火災が発生すると、初火の五分間が勝負を決めるといわれています。

火事は初火の通報が一番大切です。

初火に大きな差をおかすと、

二月の農作業

◎麦の手入れ

◎幸福の追肥

◎菜種の追肥

◎七馬橋踏切の排水

◎高舘裏の稲刈

地方のうごき

①田浦地区

牧歌調の果樹部落

ビワの生産は五万貫

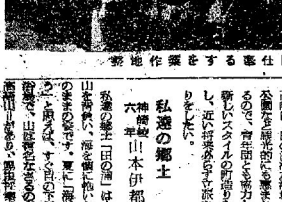

苗仕立作業をする農家

製 改籍 戸

先妻、後妻の子は別々に長男（女）となる

住宅地の分譲

大分市では下記の市有地を住宅地として分譲しています。

1 大道町元刑務所跡地　約2,300坪で1筆40坪の58筆
2 中島須田中学校北側　約2,100坪で1筆70坪の31筆
3 金池南元上野病院跡地　1筆70坪
4 長池町元青果市場跡地　約210坪1筆平均100坪の2筆

なお詳細は市総務課へお問合せ下さい。